

羽 島 市

第二次生活排水対策推進計画

（後期計画）

概要版

平成30年3月

羽 島 市

目次

第1章 羽島市第二次生活排水対策推進計画（後期計画）のあらまし	1
---------------------------------	---

第2章 羽島市の概要	1
------------	---

第3章 水質・生活排水処理の現状	1
------------------	---

- 1 水質目標 1
- 2 生活排水対策に関する施策の推進 2

第4章 計画の方針と目標	2
--------------	---

- 1 基本理念 2
- 2 基本方針 3
- 3 目標年度 3
- 4 目標項目 3

第5章 生活排水に対する施策	5
----------------	---

- 1 計画の体系及び施策 5
- 2 BOD汚濁負荷量の算定 6
- 3 計画のフォローアップ 6

第1章 羽島市第二次生活排水対策推進計画（後期計画）のあらまし

生活排水対策推進計画とは、「生活排水対策重点地域」に指定された市町村が、水質汚濁防止法に基づいて策定する生活排水施設の整備や啓発事業を推進し、水質汚濁の改善を図るための計画です。

本市では、平成6年2月に策定した「生活排水対策推進計画」等に基づき、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置の推進及び生活排水対策の啓発活動に取り組んだ結果、市内の河川水質は徐々に改善されてきました。しかし、生活排水は、私たちの生活に伴い必ず発生する汚水であり、依然として河川の水質汚濁の一因となっていることから、今後とも継続的に生活排水対策の活動に取り組んでいくことが重要です。

このため、平成25年3月に策定された「羽島市生活排水対策推進計画（改訂版）」（以下「前期計画」といいます。）の中間目標年度が平成29年度であることから、計画の進捗状況と河川水質等の現状を整理し、「第二次生活排水対策推進計画（後期計画）」（以下「本計画」といいます。）を改定します。

第2章 羽島市の概要

本市は、岐阜県の南部に位置し、東は木曽川を境に愛知県一宮市、稲沢市と接し、北は岐阜市と羽島郡、西は主に長良川を境に大垣市、海津市、安八郡に接し、南は木曽川、長良川に囲まれています。

本市の大部分は濃尾平野の南端部、木曽川、長良川、揖斐川の下流で見られる三角州性低地で、中央部からは桑原川が南下し、岐阜市との境界の境川、北部の足近川、中央部の逆川は途中松枝排水路と合流して、それぞれ長良川に流入しています。

第3章 水質・生活排水処理の現状

平成25年度から、前期計画に基づき取り組んできた生活排水対策について、目標の達成状況を評価するとともに、生活排水処理施設の整備や啓発活動の推進等、施策への取り組み状況を確認します。

1 水質目標

平成23年度以降、桑原川、境川ともに水質は改善しており平成28年度のBODは、環境基準を達成しており、pH、SS、DOの環境基準適合率は、100%となっています。

2 生活排水対策に関する施策の推進

前期計画では、基本方針1『きれいな「水づくり」の推進』の下、生活排水による水質汚濁の軽減を図るため、公共下水道や合併処理浄化槽の整備を推進してきました。

平成23年度（基準年度）と平成28年度（現在）の生活排水処理率の比較は表3-14に示すとおりです。

生活排水処理率は、平成23年度から平成28年度までに8.4%増加しており、中間目標（59.5%）を達成しています。

表3-14 生活排水処理率の比較

単位：人

区分	平成23年度 基準年度 ①	平成28年度 ②	増減 ②-①
総人口	68,847 (100.0)	68,328 (100.0)	△ 519
処理人口	35,431 (51.5)	40,950 (59.9)	5,519
未処理人口	33,416 (48.5)	27,378 (40.1)	△ 6,038
生活排水処理率 (%)	51.5	59.9	—

注) ()内は構成比率を示す

資料：羽島市統計書、羽島市環境事業課

第4章 計画の方針と目標

第1節 計画の理念と方針

1 基本理念

現状維持に留まらず、更により良い水環境を目指し、未来へと引き継いでいくため、前期計画で掲げた基本理念を継承します。

基本理念

未来につなぐ良好な水環境の創出及び保全

2 基本方針

先に掲げた基本理念に基づき、2つの基本方針を定め、私たち羽島市民は、市民・事業者・行政の3者が一体となり、それぞれの施策を実行していきます。

基本方針1

きれいな「水づくり」の推進

基本方針2

水環境にやさしい「ひとづくり」の推進

3 計画の体系

本計画は、前期計画に示された図4-1に示す体系に則り、策定しています。

また、それぞれの具体的な施策については、第5章に「生活排水に対する施策」として示します。

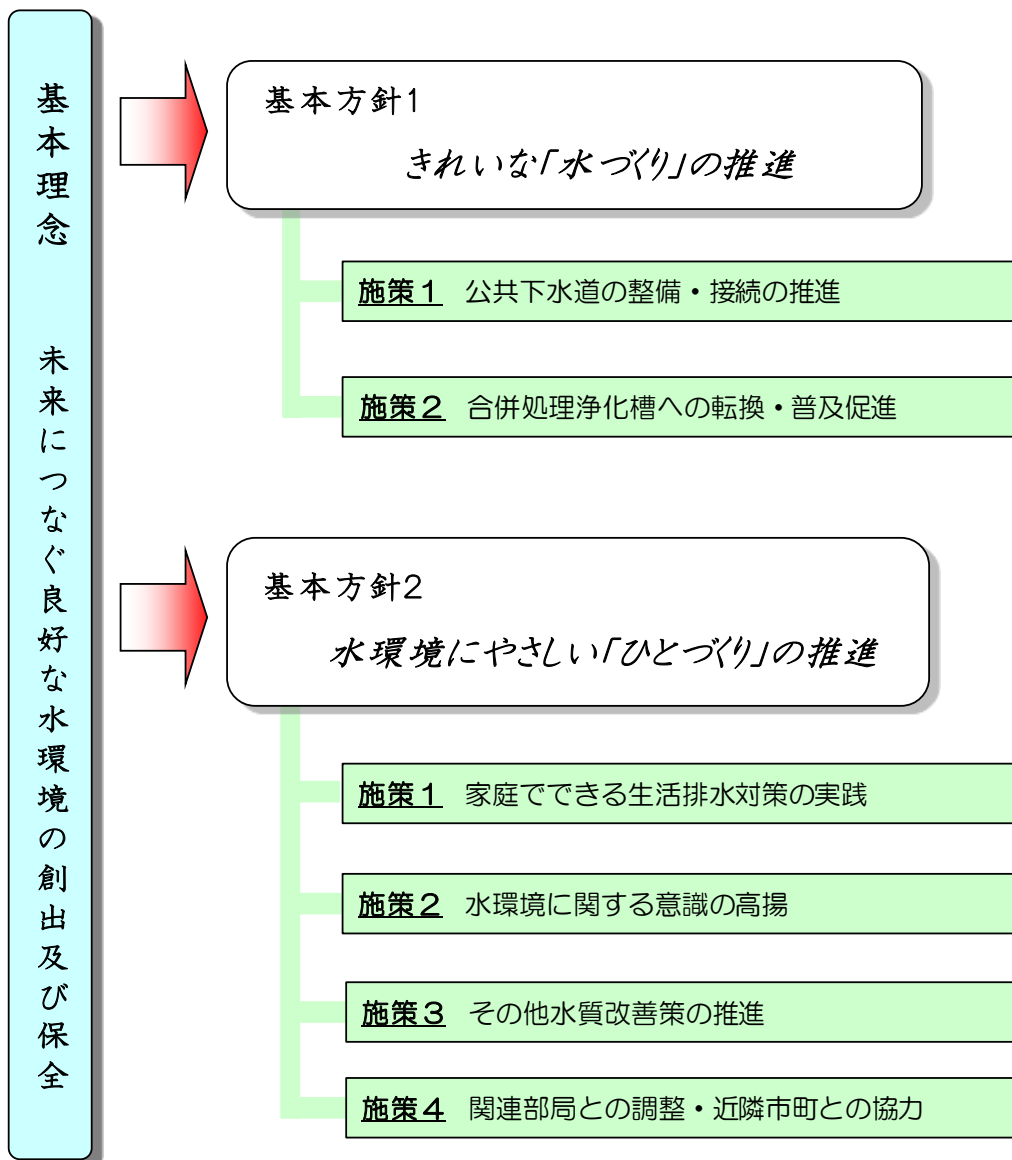


図4-1 本計画の体系

3 目標年度

本市が平成28年3月に策定した「羽島市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」は、平成37年度（2025年度）を計画の目標年度としています。

このため、関連する本計画の目標年度は、前期計画の目標年度（平成34年度・2022年度）を延長し平成37年度（2025年度）とし、本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）～平成37年度（2025年度）の8年間とします。

●基準年度	平成23年度
●計画期間	平成30年度(2018年度)～ 平成37年度(2025年度)(8年間)
●目標年度	平成37年度(2025年度)

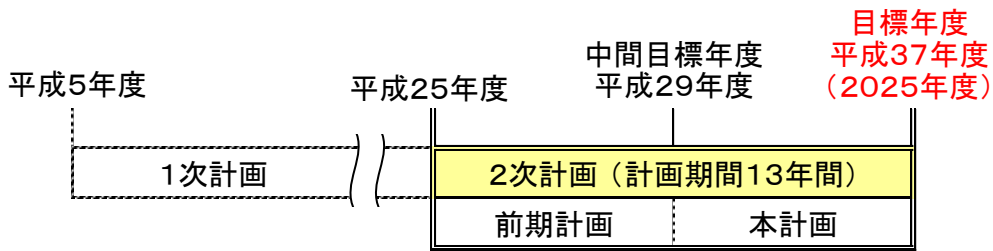


図4-2 計画の目標年度

4 目標項目

1) 生活排水処理の目標

生活排水処理の目標は、生活排水処理率で示します。

中間目標年度（平成29年度）の目標値は59.5%ですが、平成28年度実績は59.9%と、すでに目標を達成している状況です。

平成37年度（2025年度）における生活排水処理率の目標は、次のとおりとします。

●平成37年度(2025年度)の生活排水処理率を
71.4%にします

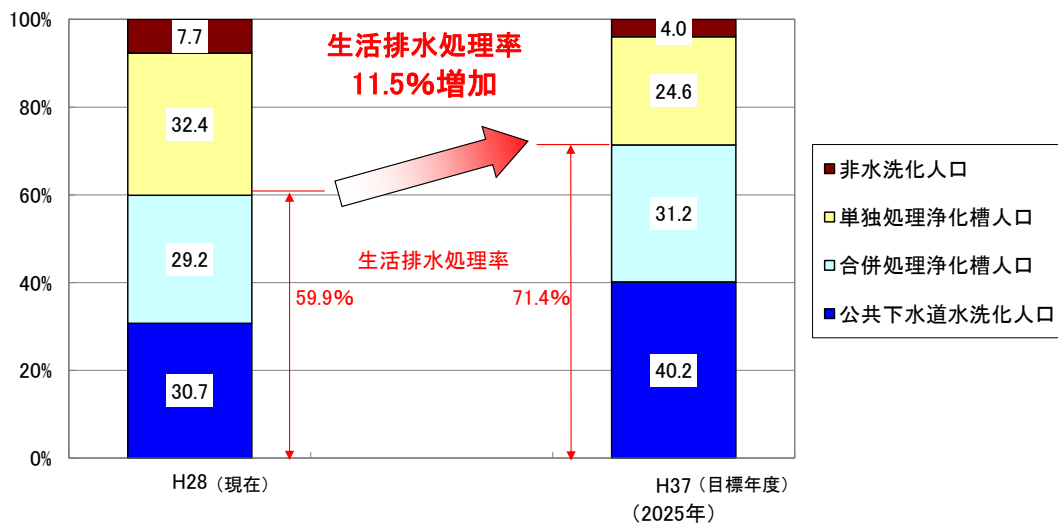


図4-3 平成28年度（現在）と目標年度の処理形態別人口の割合

2) 水質の目標

類型指定のされている桑原川及び境川について、pH、SS、DO の環境基準適合率及び BOD75%値の目標を次のとおりとします。

●平成37年度(2025年度)の環境基準適合率及び BOD75%値を平成 28 年度と同等にします

p	H	: 適合率 100%【環境基準 6.5~8.5】
S	S	: 適合率 100%【環境基準 50mg/L 以下】
D	O	: 適合率 100%【環境基準 5mg/L 以上】
BOD75% 値		: 5mg/L 以下【環境基準 5mg/L 以下】

第5章 生活排水に対する施策

1 計画の体系及び施策

計画の体系及び施策は、次のとおりです。

基本方針1 きれいな「水づくり」の推進

施策1 公共下水道の整備・接続の推進

- ・下水道普及率の向上
- ・下水道接続率の向上
- ・浄化センターの適切な維持管理

施策2 合併処理浄化槽の転換・普及促進

- ・合併処理浄化槽の設置
- ・浄化槽設置整備事業補助制度
- ・浄化槽の適正管理
- ・環境プラントの適正管理

基本方針2 水環境にやさしい「ひとづくり」の推進

施策1 家庭でできる生活排水対策の実践

- ・台所での対策
- ・風呂・洗面時の対策
- ・その他の対策

施策2 水環境に関する意識の高揚

- ・環境教育の推進
- ・環境情報の提供

施策3 その他水質改善策の推進

- 水質のモニタリング
- 河川の一斉清掃
- 廃食用油の回収
- 工場・事業所排水への対策

施策4 関連部局との調整・近隣市町との協力

- 河川流域の近隣市町と協力した取り組みの推進

2 BOD汚濁負荷量の算定

生活排水対策を推進することにより削減できるBOD汚濁物質の負荷量を明らかにすることは、計画の進捗を確認し、施策をより効果的に実施するために重要です。

前期計画では、河川水質の代表的な指標であるBODを対象として、中間目標年度（平成29年度）及び目標年度（平成37年度・2025年度）の発生負荷量の算定を行いました。

算定結果は、表5-4に示すとおりです。

平成23年度と平成28年度を比較すると、合計BOD汚濁負荷量は333kg/日減少しており、その約57%は生活系からの負荷量の減少によるものです。

平成27年度には、すでに中間目標年度及び目標年度における算定値を下回っています。この負荷量の減少は、下水道などの整備により、単独処理浄化槽及び雑排水の排出が、合併処理浄化槽や公共下水道へと移行したためです。

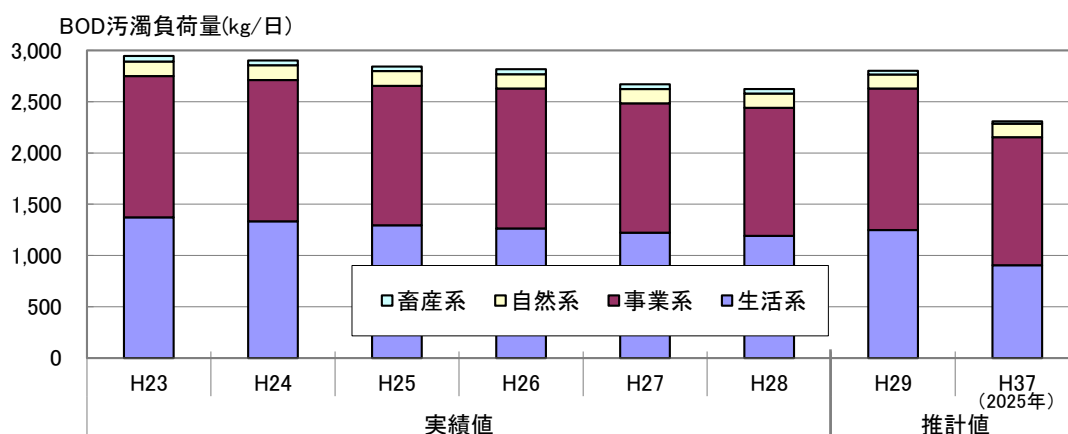


図5-4 BOD汚濁負荷量の推移

3 計画のフォローアップ

計画の進捗状況を確認するため、定期的に現状把握を行い、目標の達成状況等についてフォローアップを行います。その結果、進捗状況が十分でない場合は、必要に応じて対策を検討し、実施していきます。

また、計画の根拠となる各種条件が今後の社会状況などを整合していることを継続的に確認し、乖離が生じた場合は必要に応じて見直しを行います。



《 羽島市全景 》

羽島市第二次生活排水対策推進計画（後期計画）概要版

発行 羽島市

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

TEL 058-392-1111

編集 環境部生活環境課